６高福第１３２５－１号

令和６年５月１日

各市町村高齢者施設等整備担当課長　殿

愛知県福祉局高齢福祉課長

（公印省略）

令和６年度「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」における一次協議の

実施について（依頼）

平素より、本県における介護保険制度及び高齢者保健福祉行政の推進につきまして、格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の交付金については、介護施設等における防災・減災対策を推進するため、スプリンクラー等の整備、老朽化に伴う大規模修繕等のほか、「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」（令和２年12 月11 日閣議決定）を踏まえ、耐震化改修のほか、非常用自家発電設備・給水設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等を国として支援しているところであり、この度、厚生労働省老健局高齢者支援課から令和６年度予算に係る協議を行う旨の連絡がありました。

つきましては、事業の実施について御検討いただき、下記により協議書類を提出してください。

記

１．補助対象事業及び補助協議単価等

　　国参考資料（参考１－４）のとおり。

※定員２９人以下の地域密着型・小規模施設等が市町村補助対象となります。

２．提出資料

（１）「防災・減災等事業整備計画書」（別添２）

別添２に関係する以下の資料を付すこと。

ア．平面図、位置図、写真等（現況及び改修箇所が分かるもの）

イ．見積書（公的機関、工事請負業者等の民間事業者）

　※原則、公的機関の提出が難しい場合においては、工事請負業者等の見積を複数

提出すること。

（２）「整備計画一覧表」（別添３）※該当する事業分のみ

３．提 出 先

愛知県福祉局高齢福祉課施設グループ

４．提出方法・部数（別途、都道府県が定める場合はこの限りではない）

（１）別添２の資料及び必要添付書類　紙媒体　３部　＋　電子媒体

（２）別添３の資料及び必要添付書類　紙媒体　３部　＋　電子媒体

５．提出期限

令和６年５月１７日（金）【必着】

６．留意事項

（国の採択方針）

1. 「防災･減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」（令和２年１２月１１日閣議決定、以下「加速化対策分」という。）に基づく整備

　※加速化対策分（耐震化改修、非常用自家発電整備、水害対策強化事業及びブロック塀

改修）のうち、特に進捗が遅れている耐震化設備整備、水害対策強化事業を優先的に

採択予定。

②　国土強靱化地域計画の策定がない自治体は原則補助対象外。国土強靱化地域計画に　明記された事業

③　実施主体（自治体）の事業ごとの優先順位

　※優先順位については事業の重要性や緊急性を十分に勘案し、付番すること。

（予算関係）

　・上記のとおり、国の採択方針に影響するため、各市町村においては、優先順位や福祉避難所の指定状況等、別添３の確認項目を必ず正確に記載してください。

（事務処理関係）

・協議書類一式（特に要綱や参考１－４の整理票）をよく確認した上で、別添１のチェックリストを活用する等により、適切に内容の確認を行ってください。

・交付申請にあたっては、内示額を上回ることのないようお願いします。

（取り下げ）

・協議の資料提出後に取り下げを行った事業については、次回以降の協議において、優先順位が下がる可能性があります。

以上

担　当　施設グループ（山田）

電　話　052-954-6287（ダイヤルイン）

メール　korei-shisetsu@pref.aichi.lg.jp